

農用地利用計画の変更（農振除外）の受付を休止します

（※国営かんがい排水事業 荒川中部地区の受益地が対象）

■農振除外に係る申出の受付休止について

「令和8年9月1日（火）」より、国営かんがい排水事業 荒川中部地区の受益地に該当する農振農用地（青地）については、農振除外申出の受付をしばらくの間休止します。

これは、現在定めている「深谷市荒川中部地域の農業の振興に関する計画」が令和10年1月30日までの計画期間となっており、この期間内に事業開始の見込みがない農振除外の申出案件は計画に位置付けることができないためです。

■農振除外に係る申出の受付再開について

新計画の策定を令和10年2月に予定していることから、それに伴い、「令和9年3月1日（月）」から農振除外申出の受付を再開する予定です。

なお、申出受付については、地域の農業の振興に資する施設（※農業用施設や農家住宅等）が対象予定であり、それ以外の施設については、引き続き事業の完了した年度の翌年度以降8年間を経過するまでは農振除外の手続きを行うことはできません。

農振除外の受付について

○受付の休止期間

令和8年9月1日（火）～令和9年2月28日（日）

○受付の休止区域

国営かんがい排水事業 荒川中部地区の受益地

（※上記の受益地以外は、農振除外申出の受付を行います。）

○問い合わせ（※受益地に関する事以外）

深谷市農業振興課 農業用地係

電話番号：048-577-3298

○問い合わせ（※受益地に関する事）

荒川中部土地改良区

電話番号：048-571-0598